

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第17号

令和3年11月9日から新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月27日新潟県市町村第1401号）第12条第1項及び第3項の規定に基づく広域連合長の当選人が定まる日の前日までの間、新潟県後期高齢者医療広域連合の公文書等の中にある新潟県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第5号）別表に規定する「新潟県後期高齢者医療広域連合長之印」の印影は、同表に規定する「新潟県後期高齢者医療広域連合長職務代理者之印」の印影とみなす。

令和3年11月4日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀幸

